

木造住宅耐震化の促進について

1 主旨

現在、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、「旧耐震基準の木造住宅※₁」の助成を実施している。これまでの間、助成制度の拡充を図り、令和4年度から3か年にわたり北部を中心とした80町会を対象地域として、耐震化促進を目的に戸別訪問や説明会を実施しており、今後も目標の達成に向けて普及啓発を継続する。

一方、都は令和4年度に公表した「東京都の新たな被害想定」で、「新耐震基準」を含めた建築物の耐震化を促進することで更なる被害軽減効果が見込めると新たな見解を示すとともに、都耐震改修促進計画を改定し、住宅の目標を「新耐震基準の木造住宅※₂」を含め、耐震性が不十分なすべての住宅を令和17年度（2035年度）末までにおおむね解消することを目指す」とした。

本区においても、耐震性が不十分な新耐震基準の木造住宅が1,280戸程度（都推計値）存在することから、次のとおり助成制度を改正し、木造住宅の更なる耐震化促進を図る。

※1 昭和56年5月31日までに新築の工事に着手した住宅

※2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した2階建以下の住宅

2 助成制度の概要（案）

(1) 対象建築物

改正前：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

改正後：平成12年5月31日以前に着工された2階建以下の木造住宅

(2) 対象区域

区内全域

(3) 助成種別、助成率及び助成限度額

旧耐震助成制度を基準として、国・都の補助制度を踏まえ検討する。

【参考：旧耐震助成基準】

助成種別	助成率	助成限度額
耐震診断	10/10	15万円
耐震改修工事 (計画作成費を含む。)	1/2 (一般) 5/6 (高齢者等)	緊急対応地区内：170万円 (一般) 190万円 (高齢者等) 緊急対応地区外：70万円 (一般) 110万円 (高齢者等)
除却	1/2	緊急対応地区内：50万円
耐震装置設置 (耐震シェルター)	9/10	30万円 (一般) 50万円 (高齢者等)

3 今後の進め方

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）を令和5年度区議会定例会2月議会に上程し、区議会の議決を経た後、周知期間を設けた上で、令和6年10月1日からの施行を予定する。